

三宅島の現状（その6）

平成13年5月10日

現地災害対策本部（神津島）

「島の現状」

4月下旬から5月上旬にかけての三宅島は、前半は比較的安定した気象、海象に恵まれましたが、後半は北東からの冷たい風が吹く日も度々あり、南海上に前線が停滞するなど不安定な気候がつづき三宅島への渡航はたびたび中止されました。また、昨年9月中旬以来、防災機関を含むすべての人たちが夜間引き揚げていた三宅島に、約7ヶ月ぶりに夜間滞在を試行することになりました。一方、降雨後の泥流が相変わらず島の随所で発生しましたが、新たに住宅地などへの泥流被害の発生や被害の拡大はありませんでした。

この他、4月18日に阿古立根地区の仮橋が完成したため、周回道路については取りあえず島を一周できるようになりました。今後は、隣接する芦穴沢や東部の仏沢の仮橋工事、三七沢や伊ヶ谷の空栗橋などの道路改修工事を逐次行っていきます。

「火山活動」

火山活動に若干の変化がみられました。4月に入って何度か振幅の大きな火山性微動が発生しましたが、火山活動は観測計器からも望遠カメラによる目視からも大きな異常は認められませんでした。火山ガスは4月23日の観測で日量3万4千トン記録しており、現在でも日量2万～3万トンの火山ガスが発生しているなど依然として大量発生が続いています。二酸化硫黄の1時間値の最高値は4月15日4時三宅島空港で12.4ppmが観測されました。4月下旬以降、南よりの風が吹いた時には、神着、伊豆などでは高濃度の火山ガスが検出されるようになり、4月29日には三宅支庁で朝の10時頃に6ppmを超える二酸化硫黄を測定しています。これは環境基準（0.1ppm）の60倍以上の濃度ということになります。

「復旧作業」

はまゆう丸とえびね丸の2隻で毎日200人以上の作業員が三宅島に上陸し、災害復旧作業に取り組んでいます。芦穴、仏沢などの仮橋の工事やとんび沢、伊ヶ谷の上流に流木止めの取り付け作業など順調に進んでいます。

また、家屋被害の泥流被害拡大を防ぐ大型土のう積みや流木止めの工事を進めているほか、電気の24時間通電工事が21日に完了。電話の復旧工事も順調に進んでおり、三宅支庁の電話、ファックスが25日開通しました。水道の通水等の復旧に全力で取り組んでおり、坊田沢では復旧し、配管作業は、順次破損箇所への復旧作業を行っています。

「夜間滞在」

今後の島の破壊防止や本格的な復旧作業に向けた夜間滞在の試行は4月29日の開始を目途に調整してきましたが、大雨警報や強風波浪注意報が発令されるなど天候不順が相次いだため延期

が続き、5月4日になってようやくスタートしました。

現在行っている夜間滞在試行は1ヶ月程度を要して、三宅支庁や三宅村の職員、警察・消防などの防災機関職員、火山の専門家など約20名が、夜間における避難訓練や緊急通信訓練など通じてクリーンハウスや緊急時の避難体制の安全性について検証します。

(5月4日夜間滞在参加者)

内閣府政策統括官	吉井 一弥	三宅村総務課	佐久間 忠
内閣官房副長官室参事官	足立 敏之	三宅村	寺澤 定行
気象庁長官	山本 孝二	三宅支庁長	宮澤 正
気象庁火山部管理課長	小宮 学	三宅支庁	加藤 壽
気象庁予報部予報課	西本 様相	三宅支庁	寺本 宗明
総務省消防庁防災課	長尾 一郎	三宅支庁	池田 明秀
東京都副知事	青山	三宅島警察署	早川 清明
建設局長	古川 公毅	三宅島警察署	木村 久夫
東京都防災専門委員	高橋 正義	東京消防庁	奥寺 誠
災害対策部長	岡部 恒雄	東京消防庁	三浦 崇
三宅村村長	長谷川 鴻	三宅村消防本部	井沢 貢

「イセエビ漁再開 (その2)」

4月24日に3隻の漁船により再開されたイセエビ漁は大野原島(三本岳)で26、27、28日の4日間行われ、4回の操業で約700kgの水揚げがありました。

今回のイセエビ漁は三宅島漁協が主体となり、三宅村役場の補助を受けてエビ網を作成し、乗組員等を公募して、共同作業により行ったものです。夜間の三宅島滞在が許可されていないため、夕景浜沖、錆ヶ浜沖そして伊ヶ谷沖で待機したために大変難儀した操業であったとのことでした。

5月中旬には大野原島周辺で「たかべ漁」を予定しています。

「就労案内」

村役場では就労情報を提供し広報しておりますので、三宅島での就労を希望される方は村役場にご相談ください。

なお、直近の情報をお知りになりたい方は、ホームページ「三宅島を離れた村民のみなさま」(アドレス <http://www.miyakemura.com>)をご覧ください。

三宅村の有権者の皆様へ

東京都議会議員選挙のご案内(概要)

三宅村選挙管理委員会

告示日	平成13年6月15日(金)
投票日	平成13年6月24日(日) 午前7時から午後8時まで

次の要件に該当する方が三宅村の選挙人名簿に登録され、村選挙管理委員会が管理する上記選挙の投票ができます。

対象者	1 昭和56年6月25日以前に出生された方
	2 平成13年3月14日までに三宅村に転入の届出をし、引き続き三宅村に住民票をおかれている方

○「三宅村に転入」・「三宅村から転出」された方は、別紙資料をご参照ください。

~~~~~三宅村選挙管理委員会からのお願い~~~~~

- 1 同封の「避難先連絡票」に最新の避難住所等必要事項をご記入のうえ、ご署名をして、早めにご返送下さい。(選挙関係の郵送物<投票所入場券や選挙公報など>は、このデータを基に皆様へ送付いたします)
- 2 投票(不在者投票含)を行う際は、投票所入場券を必ずお持ちになって下さい。(通常の場合と投票の管理体制が異なるため、皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、投票する際、入場券がない場合は、村選挙管理委員会までご一報下さい。また、裏面「(2)出張の不在者投票所で投票する」とき、入場券が未着の場合がありますが、その場合は連絡不要です)

~~~~~三宅村選挙管理委員会からのお知らせ~~~~~

1 今後の選挙関係の郵送スケジュールについて

- ① 投票のご案内(詳細版) → 6月上旬発送
- ② 不在者投票請求書兼宣誓書 → 6月上旬発送
- ③ 投票所入場券 → 6月13日から順次発送予定
- ④ 選挙公報 → 6月19日以降順次発送予定

2 6月1日(金)から、三宅村選挙管理委員会事務局が移転します。

| | | |
|----|--------------------------|--------------------------|
| | ~5/31(木)まで | 6/1(金)~参院選が終わるまで |
| 住所 | 〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1 | 同 左 |
| 場所 | 都庁第一庁舎南41階 | 都庁第一庁舎25階 106会議室 |
| 電話 | 03-5320-7824 | 未定
(6月上旬発送の案内でご案内します) |

※ 投票方法は裏面をご参照ください。

＜ 投 票 方 法 ＞

1 投票日当日に投票される方

次の投票所で投票ができます。

| 投票所名 | 日 時 | 場 所 |
|-------|-------------------------------------|---------------|
| 新宿投票所 | 6月24日(日)
午前7時00分
～
午後8時00分 | 東京都庁第一庁舎 |
| 港投票所 | | 芝浦小学校敷地内芝浦幼稚園 |
| 立川投票所 | | 立川市女性センター |

2 投票日当日に投票できない方

次のいずれかの方法で不在者投票ができます。

(1) 常設の不在者投票所で投票する

| 不在者投票所名 | 期 間 | 時 間 | 場 所 |
|----------|---------------------------|-------------------------|----------|
| 新宿不在者投票所 | 6月15日(金)
～
6月23日(土) | 午前8時30分
～
午後8時00分 | 東京都庁第一庁舎 |

(2) 出張の不在者投票所で投票する

| 不在者投票所名 | 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|-----------|----------|--------------------------|-------------------|
| 桐ヶ丘不在者投票所 | 6月16日(土) | 午前10時00分
～
午後4時00分 | 北区桐ヶ丘団地内
地域振興室 |
| 南大沢不在者投票所 | 6月17日(日) | | 八王子市南大沢
福祉センター |
| 村山不在者投票所 | | | 武蔵村山市村山団地
北集会所 |

(3) 郵送で不在者投票する

| | |
|--------|--|
| 方 法 | ① 6月初旬に郵送される「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、三宅村選挙管理委員会宛に送付する。
② 不在者投票に必要な書類(投票用紙他)が村選挙管理委員会から送られてきたら、滞在先の区市町村選挙管理委員会の不在者投票所で投票する。 |
| 請求受付期限 | 6月20日(水)までに到着するようお願いいたします。
それ以降は間に合わないことが考えられます。 |
| その他 | あらかじめ、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票時間をご確認ください。(都内の役所・役場以外の不在者投票所、又は他府県下の不在者投票所によっては、午後5時で終了する場合があります) |

三宅村から転出された方へ

平成13年6月24日執行東京都議会議員選挙において、三宅村から転出された方の投票については、次のとおりとなります。

○ 前提条件

昭和56年6月25日以前にお生まれの方

1 平成13年3月14日以前に都内の新住所地（移転先）に転入の届出を済まし、引き続きお住まいの方

→ 新住所地の選挙人名簿に登録され、その区市町村の選挙区の投票が行えます。

→ 詳細は、新住所地の区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

2 平成13年3月15日以降に三宅村から都内の新住所地（移転先）に転入の届出をされ、引続き投票日までその移転先にお住まいの方

→ 三宅村の選挙人名簿に登録され、三宅村の選挙区の投票が行えます。

→ 新住所地の窓口で「住民票の写し」（選挙用は無料）の交付を受け、投票する際、投票所入場券と合わせてお持ちください。

※「住民票の写し」は、三宅村から都内に転出した方が、新住所地の区市町村に現在も引き続き住んでいることを証明するためのものです。

→ 投票方法は「東京都議会議員選挙のご案内（概要）」をご参照ください。

3 都外へ転出された方、又は投票日までに都外へ転出される方

→ 本選挙については投票できません。ご了承のほどお願いいたします。

4 上記以外の方（移転回数が2回以上の方など）

→ 様々なケースがありますので、三宅村選挙管理委員会へお問い合わせください。

5 その他

→ 転出された方とは、三宅村から住民票を移された方です。現在、三宅島から避難していても住民票を移していない方は、転出者ではありません。

※ 裏面は転入された方へのお知らせです。

三宅村に転入された方へ

平成13年6月24日執行東京都議会議員選挙において、三宅村に転入された方の投票については、次のとおりとなります。

○ 前提条件

昭和56年6月25日以前にお生まれの方

1 平成13年3月14日以前に他の区市町村から三宅村に転入の届出を済まし、引き続き三宅村に住民票のある方

- 三宅村の選挙人名簿に登録され、三宅村の選挙区の投票が行えます。
- 投票方法は、「東京都議会議員選挙のご案内（概要）」をご参照ください。

2 平成13年3月15日以降に都内の区市町村から三宅村に転入の届出をされ、引き続き三宅村に住民票のある方

- 前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、その区市町村の選挙区の投票が行えます。
- 三宅村の事務所窓口で「住民票の写し」（選挙用は無料）の交付を受けて、投票する際にお持ちください。

※「住民票の写し」は、都内区市町村から三宅村に転入した方が、三宅村に現在も引き続き住んでいることを証明するためのものです。

- 投票方法については、三宅村選挙管理委員会又は前住所地の選挙管理委員会までお問い合わせください。

3 平成13年3月15日以降に都外の区市町村から三宅村に転入の届出をされた方

- 本選挙については投票できません。ご了承ください。

4 上記以外の方（移転回数が2回以上の方など）

- 様々なケースがありますので、三宅村選挙管理委員会へお問い合わせください。

※ 詳しくは三宅村選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

なお、6月1日以降の連絡先については、別途ご案内いたします。

| |
|--|
| 問合せ先（5月31日まで） 三宅村選挙管理委員会事務局
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一庁舎南41階
電話 03-5320-7824 |
|--|

平成13年5月10日
現地災害対策本部

都道212号線・芦穴沢付近の通行について

日頃から、三宅島の災害復旧作業にご尽力いただきましてありがとうございます。
さて、都道212号線・芦穴沢付近において5月8日の降雨により泥流が発生したため、都道が通行不可能となっています。

同所は、現在、仮橋を施工中ですが、供用開始が出来るまでの間、下図のとおり、迂回路を通行していただくようご協力とご理解をお願いします。

なお、迂回路については、1車線分の幅員しか確保出来ていないため、通行する際はお互いに譲り合い、徐行しながら通行して下さい。

迂回路略図

